

消費税転嫁対策相談窓口の設置について

本会では、昨年8月10日に成立した消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法により、消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施に向けて、講習会の開催や個別相談窓口の設置、専門家派遣、パンフレット等により周知を図ることにより、中小企業組合等が円滑かつ適正に消費税を転嫁できる環境を整備することを目的とした事業の実施を予定しております。

つきましては、県下の中小企業を対象に「消費税転嫁対策相談窓口」を開設致しましたのでお知らせします。

相談内容

法令・制度の照会、転嫁に係る相談、表示に係る相談、
転嫁・表示カルテル、その他消費税引上げに伴う相談

【相談窓口受付】

奈良県中小企業団体中央会 業務部

<住所> 〒630-8213 奈良市登大路町38番地の1
奈良県中小企業会館3階

<TEL> 0742-22-3200

<FAX> 0742-26-0125